

泡瀬干潟埋立事業公金支出差止訴訟判決の控訴をしないこと並びに泡瀬干潟の保全  
を求める要請書

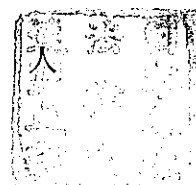
2008年11月25日

沖縄総合事務局長 福井武弘 殿

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 沖縄総合事務局

日本環境法律家連盟

代表理事 弁護士 村田 正 人



(連絡先)

〒453-0015 名古屋市中村区椿町 15-19

大和生命名古屋ビル 2階

(電話 052-459-1753 FAX052-459-1751)

事務局長 弁護士 籠橋 隆明

1、那覇地方裁判所は、2008年11月19日、泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件に関して、現時点においてはこれら泡瀬干潟埋立事業等について経済的合理性は認められないとして、今後の公金支出等を禁止する判決を言い渡しました。同判決は、2000年当時の沖縄県知事による泡瀬干潟公有水面埋立事業に対する承認・免許の違法性や同事業に当時から経済的合理性が認められないとの原告らの主張についてはこれを認定するに至りませんでした（但し、これらについては判決文中で不十分な点や疑問点が存することが指摘されています）、現時点では埋立地の土地利用計画が明確ではないとして、泡瀬干潟埋立事業及沖縄市の東部海浜開発事業の経済的合理性は認められず、現在進行中の埋立事業は地方自治法・地方財政法に違反する違法なものであると断じました。これは、沖縄市長の2007年12月の計画見直しの見解表明の結果土地利用計画等が現時点では明確性を欠くに至っ

たこと、加えて、原告らが主張してきた経済的合理性を欠くのではないかとの「疑問点」をも併せ勘案して、現時点において埋立に合理的な理由が無くなっていると認定したものです。

2、泡瀬干潟は、いうまでもなく、沖縄本島東部中城湾に広がる約265haの干潟で、底質は泥質から砂質、サンゴ礫質と多様で、数種の海草（うみくさ）からなる沖縄最大の353haに及ぶ藻場が存在する浅海域であり、大面積のサンゴ群集も広がり、多様で繊細な生態系を形成し、底生生物相は豊かで、南西諸島特有の生物地理的特徴を示す生態系が広がっています。底質が多様であるところから300種を超える貝類が生息しているとされ、そのうち情報不足種13種を含め100種を超える貝類が沖縄県版レッドデータブックに登録されています。貝類は調査のたびに新種や新発見種が見つかっています。その他、クビレミドロ（藻類）やトカゲハゼ、危急種とされているホソエガサ（藻類）やミナミコメツキガニ（但し地域個体群）等沖縄県版レッドデータブック登録種も生息しています。さらに、ムナグロの越冬数は日本最大であり、泡瀬干潟は東アジアにおける渡り鳥の地球規模での渡りのルートを維持する上で欠くことができないと評価されるなど、泡瀬干潟の貴重性・重要性は言葉に言い尽くせません。裁判において泡瀬干潟に関する研究者らが法廷で行っている証言からも泡瀬干潟の貴重性、埋立事業と環境保全との両立が困難であることは益々明確となってきています。泡瀬干潟の生態系は、泡瀬干潟周辺において独立して存在しているだけでなく、沖縄本島東岸全域との相互の関連を形成している可能性も示唆されています。

そして、泡瀬干潟埋立工事は、現在第1区域の護岸が完了し護岸内に浚渫土砂を投棄する直前の状況です。もし、このまま工事を進め、浚渫土砂を投棄することになれば、第1区域の護岸内の生態系は回復不能の状態に陥ることになり、同時に泡瀬干潟全域さらに中城湾や本当東海岸等の環境悪化も懸念されます。

3、21世紀の今日、生物多様性の地球規模での急速な衰退を前にして、我々は、現在の自然環境・自然資源を現在の状態のまま、将来世代に引き継ぐ歴史的な責務を負っています。

今、貴重な泡瀬干潟の埋立を続行してその生態系に大きな打撃を与えることは将来世代に対する責務に背反することとなります。確かに沖縄県や沖縄市の抱える経済的困難さも否定できない事柄ではありますが、その脱却のためには、泡瀬干潟埋立事業以外の他の選択肢も存在しています。泡瀬干潟を回避して、これを経済活性化の一方策とする途も有力な選択肢であることは間違いありません。

4、さらに、埋立造成地の需要等、泡瀬干潟埋立事業に関する経済的予測も明確とは言えず、もしこのまま埋立計画を続行して、将来計画の困難さが顕現するに至ったときは、沖縄県や沖縄市の財政に深刻な影響を及ぼすこともまた懸念されています。識者や世論の多くは、泡瀬干潟の埋立を中止してこれを保全することこそが、沖縄県や沖縄市にとり貴重な観光資源につながることを表明しています。

5、今回の判決が泡瀬干潟埋立事業は現時点において経済的合理性を欠く違法なものと認定したことからすれば、沖縄県及び沖縄市、並びに事業者である国は、直ちに泡瀬干潟埋立工事を中止して、泡瀬干潟埋立事業ないし東部海浜開発事業の再検討をすべきであり、徒に埋立工事を続行すべきでないことは極めて明白です。

よって、私達は、貴職に対し、以下の要請を致します。

①泡瀬干潟埋立工事を直ちに中止すること

②泡瀬干潟埋立事業等の中止を沖縄県並びに沖縄市に要請すること